

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府 省 庁 名	経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 平成32年の法的分離に伴う分社化等により不可避免的に外部化されるグループ会社間の取引等に係る各事業年度の収入金額。 ・ 特例措置の内容 電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。 			
〔関係条文〕	〔 地方税法 第72条の24の2 地方税法施行令 第22条 等 〕			
減収見込額	[初年度]	（ ー ）	[平年度]	（ ー ）
	[改正増減収額]			（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 電力システム改革に関しては、「電力システムに関する改革方針」（平成25年4月閣議決定）に基づき数次の制度整備が講じられており、その一環として、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月成立）に基づき、平成32年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業又は発電事業を営んではならないこととされたところ（いわゆる「法的分離」）。このような法的強制力に基づく分社化であるにもかかわらず、分社化する前は内部取引であった取引が不可避免的に外部化してグループ会社間取引等（法人間取引等）として扱われることとなる。</p> <p>法的分離後のグループ会社間取引等については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に認められることとなるが、当該取引等の対価はグループ会社間取引等を行ういずれの法人においても課税標準を構成することから、経済実態に変化がないにもかかわらず、追加的な税負担が不可避免的に発生することとなる。</p> <p>競争的な市場の整備を目的とする電力システム改革により、電気の安定供給等を阻害しないよう、不可避免的に追加的な税負担が生じることを回避することを目的として本措置を要望する。</p> <p>なお、電力システム改革等を踏まえ、すでに分社化を実施している一部の電力会社についても、本要望の対象とする。</p> <p>（2）施策の必要性 同上。法的分離に伴う不可避免的な追加の税負担は、電気・ガス・保険業のみに適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。</p>			
本要望に対応する縮減案	—			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	電気事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、電気の安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	その他（「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要）
	同上の期間中の達成目標	電気事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、電気の安定供給等への影響を最小限にとどめること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	10社（旧一般電気事業者9社（すでに分社化した社を含む）と送電事業者1社）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	電気事業者にとって分社化による不可避免的な法人事業税の追加負担を回避することで、電気の安定供給等への影響を最低限にとどめる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） ・変電又は送電施設に対する固定資産税の課税標準の特例（地方税・固定資産税） ・電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） ・軽油引取税の課税免除の特例（地方税・軽油引取税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電力システム改革の一環である法的分離に伴う電気事業者の不可避免的な分社化により外部化された取引等による事業者の追加的な法人事業税の負担を回避することで、電力の安定的な供給等への影響を最大限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めることに寄与するから妥当性を有する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 29 年度税制改正要望時から要望